

大学院工学研究科博士後期課程における指導教員について

平成12年7月24日制定

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程履修規程（平成6年鳥取大学工学部規則第10号）第2条第1項に規定する指導教員については、次のとおり運用する。

- 1 指導教員は、任期が3年以上ある者とする。ただし、次に掲げる者についてはこの限りでない。
 - (1) 主指導教員については、指導学生修了までの継続的かつ一貫した指導責任体制を確保している者
 - (2) 副指導教員及びその他の指導教員
- 2 専攻長は、当該専攻の指導教員を工学研究科長に届出るものとし、工学研究科委員会の承認を得るものとする。
- 3 指導教員の届出は、年度当初に当該年度の入学生について行うものとし、その後において変更の必要が生じた場合には、その都度届出るものとする。